

令和6年4月1日から 兵庫県内※の公衆浴場において 混浴制限年齢を引き下げます

(※ 神戸市、姫路市、尼崎市、明石市及び西宮市を除く)

変更後(令和6年4月1日～)

おおむね7歳以上の男女を混浴させないこと

家族風呂において例外的に混浴可能な条件

- ① 夫婦(※ 身分証確認の規定を撤廃)
- ② 親とその子(※ 子の年齢制限を撤廃)
- ③ 介助が必要な者の家族
- ④ ①②に準ずる関係にある者であって、風紀上問題ないと認められる場合(※ 事実婚の方、祖父母とその孫 等)

【参考】 変更前(令和6年3月31日まで)

10歳以上の男女を混浴させないこと

家族風呂において例外的に混浴可能な条件

- ① 夫婦(※ 身分証により夫婦であることの確認が必要)
- ② 親とその10歳未満の子
- ③ 介助が必要な者の家族

皆様が気持ちよく入浴できるよう、
ご理解・ご協力をお願いします。



兵庫県

健康福祉事務所 食品薬務衛生課

